

三次市教育委員会議案第17号

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則案を次のように提出する。

平成23年6月3日

三次市教育委員会教育長 児 玉 一 基

三次市教育委員会組織規則の一部を改正する規則（案）

三次市教育委員会組織規則（平成16年三次市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の表中

「

学校教育係	(1) 児童生徒の就学及び学級編制に関すること。 (2) 就学援助，就学奨励に関すること。 (3) 通学区域に関すること。 (4) 教職員（市費支弁の者を除く。）の人事，給与及び福利厚生に関すること。 (5) 教職員のサービスの監督に関すること。 (6) 学校配分予算の管理に関すること。 (7) 教材及び教具の整備に関すること。 (8) 校長会・教頭会に関すること。 (9) 学校保健及び健康教育に関すること。 (10) 課の庶務に関すること。
教育指導係	(1) 学力向上対策に関すること。 (2) 学力検査に関すること。 (3) 教育プランの策定に関すること。 (4) 学校経営計画及び学習指導に関すること。 (5) 学校訪問指導に関すること。

	<ul style="list-style-type: none"> (6) 情報教育，国際理解教育に関すること。 (7) 教職員の研修に関すること。 (8) 不登校の児童生徒に関すること。 (9) 教育課程及び学習指導に関すること。 (10) 生徒指導及び進路指導に関すること。 (11) 教科書，教科用図書及びその他教材に関すること。 (12) 就学指導委員会に関すること。 (13) 教育相談に関すること。 (14) 教育研究団体に関すること。 (15) 学校評議員及び学校関係者評価委員に関すること。 (16) 児童生徒の体力づくりに関すること。
--	--

」を

「

学校教育係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の就学に関すること。 (2) 通学区域に関すること。 (3) 就学援助，就学奨励に関すること。 (4) 学校保健及び健康教育に関すること。 (5) 教職員の手当（県費）等に関すること。 (6) 学校配分予算の管理に関すること。 (7) 備品の管理に関すること。 (8) 教科用図書に関すること。 (9) 学校事務共同処理に関すること。
教育指導係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員の人事，給与及び福利厚生に関すること。 (2) 学級編制に関すること。 (3) 教職員のサービスの監督に関すること。 (4) 教職員の労働安全衛生に関すること。 (5) 教育課程に関すること。 (6) 教科等の指導に関すること。 (7) 教職員の研修に関すること。 (8) 学校経営指導に関すること。 (9) 特別支援教育に関すること。 (10) 教職員の手当（市費）に関すること。 (11) 課の庶務に関すること。

」に改める。

附 則

この規則は，平成23年6月3日から施行する。